

技術名称：アスベスト成形管除去処理技術
「W・J・ビベリアン除去工法」

1. 審査証明対象技術

1.1 審査証明依頼者

株式会社 アイ・エヌ・ジー
代表取締役 木村 実牙男
千葉県野田市中野台鹿島町 11 番地 26

1.2 技術の名称

アスベスト成形管除去処理技術
「W・J・ビベリアン除去工法」

1.3 技術の概要

本技術は、既存建築物に浴室の排気管又は教室のストーブ等の排気管として垂直方向に埋設されたアスベスト成形管材を超高圧洗浄機械とバキューム車を用いて、アスベスト粉じんの飛散防止を十分に考慮し、かつ、関連法令等に則って安全に除去する技術。

本工法の特徴は、既存建物内の各階毎に単独で埋設されているアスベスト成形管材の上端部（屋上）より、超高圧噴射ノズルヘッドを下端部（浴室又は教室）まで挿入し、超高圧水を回転噴射させながら煙突頂版部方向に引き上げ連続的に破砕し、同時に煙突下部点検口より、破砕された汚泥状のアスベスト成形管材をバキューム吸引用ホースにより吸引回収する。バキューム車タンク内の破砕された汚泥状のアスベスト成形管材は、コンクリート固化し、産業廃棄物として専門処理業者により処理し、汚水は凝集沈殿処理し放流（散水等に再利用）する。

2. 開発の趣旨

既存建築物に施工されたアスベスト成形管材の除去に際し、アスベストの飛散を防止する工法を確立し、その普及を図る。

3. 開発の目標

- (1) 除去工事に際し、除去箇所及び作業箇所における空気 1 リットル中の繊維状粒子（アスベスト繊維を含む）の本数をおよそ 10 本以下とすることにより、汚染を抑制する。
- (2) 除去工事終了後に、除去箇所における空気 1 リットル中の繊維状粒子（アスベスト繊維を含む）の本数をおよそ 10 本以下とすることにより、建築物利用者の安全を確保する。
- (3) 除去工事中の作業者は、関連法令等に則って作業を行う等のほか、施工中に発生のおそれがある事故を想定して、その対策を講ずることにより、安全を確保する。

4. 審査証明の方法

依頼者より提出された以下の資料に基づき審査証明を行った。

- (1) アスベスト除去工事に関する技術資料
- (2) 施工実績及び繊維状粒子（アスベスト繊維を含む）濃度等の測定データ
- (3) 審査の過程において必要とされた追加資料
- (4) 施工現場調査

5. 審査証明の前提

本審査証明は、依頼者から提出された資料等には事実に反する記載がなく、依頼者の責任において適正に設計・施工・品質管理等が行われることを前提に、依頼者から提出された資料に基づいて行われたものである。

6. 審査証明の範囲

審査証明は、依頼者より提出された開発の趣旨及び開発の目標に対して、設定された確認方法により確認した範囲とする。なお、個々の工事等の実施過程及び実施結果の適切性は審査証明の範囲に含まれない。

7. 審査証明結果

本技術について、前記の開発の趣旨、開発目標に照らして審査した結果は、以下のとおりである。

- (1) 除去工事に際し、除去箇所及び作業箇所における空気 1 リットル中の繊維状粒子（アスベスト繊維を含む）の本数がおよそ 10 本以下となり、汚染を抑制することができるものと判断される。
- (2) 除去工事終了後に、除去箇所における空気 1 リットル中の繊維状粒子（アスベスト繊維を含む）の本数がおよそ 10 本以下となり、建築物利用者の安全を確保できるものと判断される。
- (3) 除去工事中の作業者は、関連法令等に則って作業を行う等のほか、施工中に発生のおそれがある事故を想定して、その対策を講ずることにより、安全は確保できるものと判断される。

8. 留意事項及び付言

- (1) 作業員・管理者等に対して、アスベストに関する基礎的知識・本技術の施工マニュアル等について、事前に十分な教育を実施し、安全性の確保に努めること。

9. 審査証明経過

- (1) 建築物等の保全技術・技術審査証明事業において、2000 年 1 月 27 日付け審査証明第 0001 号で技術審査を完了した。
- (2) 本技術に関する更新（建築物等の保全技術・技術審査証明事業から建設技術審査証明事業への移行）について、2005 年 1 月 27 日付けで技術審査を完了した。
- (3) 本技術に関する更新及び下記の変更について、2010 年 1 月 28 日付けで技術審査を完了した。ただし、更新日は 2010 年 1 月 27 日として取り扱う。
 - ・除去対象成形管の径の変更
 - ・施工体制の変更
 - ・排水処理方法及び分析方法の変更
 - ・除去処理機械・養生方法の追加
 - ・その他、マニュアルの資料構成の見直しなど
- (4) 2014 年 9 月 24 日付けで依頼された本技術に関する更新及び下記の変更について技術審査を行い、2015 年 1 月 27 日付けで技術審査を完了した。なお、更新日は 2015 年 1 月 27 日とし、審査証明の有効期限は、更新前の有効期限から起算して 5 年間（2020 年 1 月 26 日まで）とする。
 - ・石綿障害予防規則の改正及び大気汚染防止法の改正等に伴う施工マニュアルの見直し
 - ・除去対象の変更（浴室→浴室又は教室）及び繊維数濃度測定計画の変更 など